

全国初!!

たかす
常陸大宮市鷹巣地区において
**「有機農業を促進するための栽培管理に
関する協定」が締結されました！**

「有機農業を促進するための栽培管理に関する協定」は、みどりの食料システム法の施行（令和4年7月）に伴い創設された新しい制度です。

この度、「茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」で特定区域に定められている常陸大宮市鷹巣地区において、12月13日付で全国で初めての協定が締結されましたので、情報提供いたします。

制度の概要

- 有機農業に取り組むには、農薬の飛散防止、病害虫のまん延防止などに留意する必要があり、周囲で慣行栽培を行っている農業者との調整が課題です。
- 地域ぐるみで有機農業の団地化を促進するため、特定区域※内において、市町村長等の認可を受けて、有機農業と慣行農業を行う農業者同士が栽培管理についての協定を締結することができる制度です。

※特定区域：地域の関係者が一体となって有機農業等の環境負荷低減に取り組むモデル地区のこと。
みどりの食料システム法に基づく都道府県基本計画で定められている。

（制度の詳細は、別添の農林水産省資料参照）

協定の概要

協定名：鷹巣地区特定区域協定

協定面積：16.3ha

協定参加者：地権者75名（生産者含む）
（地権者のうち1名は使用収益権による）

協定期間：5年間（R5.12.13～R10.10.31）

〈協定に定める栽培管理に関する主な事項〉

- 協定参加者は、農用地やその周辺部の適切な除草や施設の維持管理を行い、良好な営農環境の維持に努めること。
- 慣行栽培する者は、農薬散布に際し、飛散防止に努めること。
- 有機栽培を行う者は、慣行栽培ほ場との間に、一定の緩衝地帯を設けること。



【本件に関するお問合せ】

（1）県基本計画に関すること

茨城県農林水産部農業政策課

戦略推進グループ 杉本、後藤

電話：029-301-3828（直通）

（2）協定に関すること

常陸大宮市産業観光部農林振興課

農政グループ 疋田

電話：0295-52-1111（代表）



有機農業を促進するための栽培管理に関する協定

- 有機農業は、農薬の飛散防止、病害虫のまん延防止などに留意して取り組む必要があり、周囲の調整が課題
- 基本計画で定められた特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士が栽培管理についての協定を締結できる制度を創設し、地域ぐるみで有機農業の団地化を促進

協定の締結

<協定に定める事項>

- 協定の対象となる農用地の区域（協定区域）
　　<基本方針第三の3>
- 栽培の管理に関する事項
- 協定の有効期間（～5年）
- 協定に違反した場合の措置

等

（栽培の管理に関する事項のイメージ）

有機農業者

- 適切な肥培管理の実施
　　〔・雑草防除
　　・防虫ネットやマルチの利用 等〕
- 緩衝地帯の設置
- 病害虫が発生した場合の措置



防虫ネット

慣行農業者

- 化学農薬の飛散防止措置（使用時の事前通知・立ち合い等）
- 水・土壌の有機ほ場への流入防止措置（畔塗りの実施等）
- 病害虫が発生した場合の措置



ドリフト低減型ノズル

緩衝地帯

市町村長*の認可

（公告・縦覧）

*協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合は都道府県知事

協定区域内の農用地に係る農用地所有者等*の全員の合意が必要です。
地域の農業上の土地利用の在り方を定めている各種計画に適合したものである必要があります。

※所有権、賃借権、使用収益権等を有する者

協定の効果

- 協定締結後に当該農用地の所有者等になった者に対しても、協定の効力が発生します。
- 当該農用地の所有者は、市町村に対して、協定区域内の農用地を農用地区域に編入するよう要請できます。（農用地区域に編入されると、農地整備事業や多面的機能支払交付金等の対象となります。）

「有機農業を促進するための栽培管理に関する協定」について

みどりの食料システム法に基づく、特定区域に設定された鷹巣地区は、市内学校給食で使用する全てのお米を100%有機米とするため、有機米栽培のモデル地区として令和5年から作付けを開始しました。

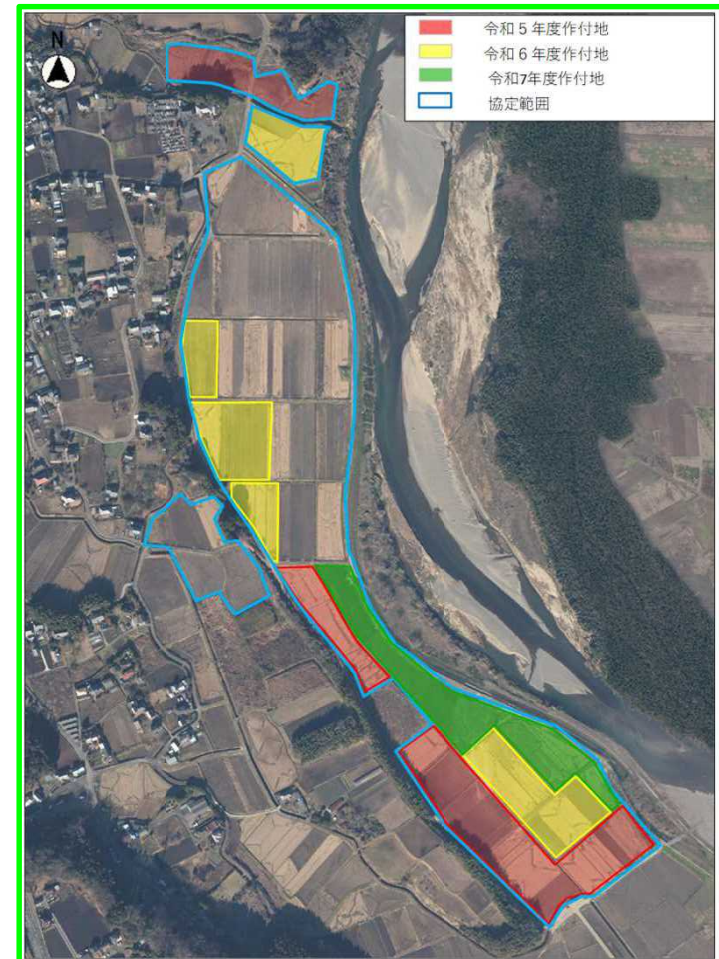
有機農業は、農薬の飛散防止や病害虫のまん延防止などに留意して取り組む必要があり、慣行農業を行っている農家との調整が必要です。このため、より良い営農環境を整えるため、有機農業／慣行農業それぞれの栽培管理について、区域内の農業を営む者同士が、「有機農業を促進するための栽培管理に関する協定」を締結し市長が認可しました。

【協定の概要】

- 協定名 : 鷹巣地区特定区域協定
代表者 : 鷹巣区長 小野瀬和夫
地権者数 : 75人 (うち1人は使用収益権による)
協定認可日 : 令和5年12月13日(水)
協定期間 : 5年間 (R5. 12. 13~R10. 10. 31)
協定エリア : 右図のとおり
協定面積 : 16.3 ha (132筆)
※鷹巣地区全体耕地面積 : 約113.0 ha

【協定に定める栽培管理に関する事項】

- ①協定参加者は、農用地やその周辺部の適切な除草や施設の維持管理を行い、良好な営農環境の維持に努めること。
- ②有機農業を行う者は、病害虫発生抑制に努めること。
- ③慣行農業を行う者は、農薬散布に際し、飛散防止に努めること。
- ④協定参加者は、自身のほ場に重大な病害虫被害が認められた場合、代表者に連絡し被害を最小限に食い止めるための措置を講ずること。
- ⑤有機農業を行うほ場及び慣行農業を行うほ場が隣接している場合、有機農業を行う者は一定の緩衝地帯を設けること。



鷹巣地区における有機米栽培の状況等

【令和5年度の有機米生産の実績】

- 生産面積 : 3.9 ha
- 生産者数 : 2者 (藤田正美、(株)JA常陸アグリサポート)
- 田植え : 5月27日(土)~5月30日(火)
- 刈取り : 9月11日(月)~9月22日(金)
- 収穫量 : 279俵 (約16.7t) 約7俵/10a
- 品質 : 1等71.5%、2等27.3%
- 学校給食 : 11月6日(月)から提供

【令和6年度以降の計画】

- 令和6年度作付面積 : 9.3 ha
- 令和7年度作付面積 : 11.0 ha
- 令和9年度作付面積 : 12.0 ha

【有機米100%学校給食】

- 市内小中学校数 : 15校
- 学校給食精米使用量 : 37t/年
- 学校給食を完全有機米とする目標年度 : 令和9年度
- 学校給食を完全有機米とするために必要な田んぼの面積 : 15.0 ha

【その他】

- 令和6年度から、八田地区1.2haで有機米栽培を開始
- 今後、市内全域に拡充していく予定です。

